

平成30年度4月～「鳥取県知事の権限に属する事務の特例に関する条例」改正予定事務の概要

◆H29年度:11月議会
◆H30年4月1日施行

別表 項番	根拠法令等	法・条例の目的	法定移譲		条例移譲(権限条例改正)		所管課
			内容	保健所 設置市	中核 市	改正理由	
9の2	浄化槽法	浄化槽の設置、保守点検、溝槽及び製造について規制することと、浄化槽工事業者の登録制度を整備し、浄化槽設備士及び浄化槽管理士の資格を定めること等により、公共用水域等の水質の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。	浄化槽の設置、変更の届出の受理、必要な報告等 ・報告書の受理 ・浄化槽の使用の廃止の届出の受理 ・必要な助言、指導、勧告等	○	・中核市移行により「中核市」の権限となったことにより鳥取市を除く。 ・鳥取市を除く ・移譲市町村を「米子市、倉吉市、境港市、岩美郡岩美町、八頭郡の町、東伯郡湯梨野町」とする。	水・大気 環境課	
9の3	鳥取県公害防止条例	公害の防止のための規制について必要な事項を定めることにより、県民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することを目的とする。	—		・ばい煙関係特定施設に関する権限以外 ・中核市移行に伴い、ばい煙関係特定施設の設置等の届出の受理、指導監督権限を鳥取市に移譲する。	水・大気 環境課	
10の2	鳥取県石綿健康被害防止条例	石綿の飛散等に伴う健康被害の防止に関し、県の責務を明らかにし、及び石綿含有材料等を取り扱う事業者等がとるべき措置等を定めるとともに、解体等作業等に供し、石綿の粉じんが大気中に排出され、又は飛散することを防止することに関し必要な事項を定めることにより、県民の健康の保護及び生活環境の保全に資することを目的とする。	—		新規項目 【吹付け石綿が使用された建築物等の管理】 ・排出等防止する措置を講ずるよう勧告等 【解体等作業の事前調査】 ・事前調査結果の報告の受理、報告を求めめる勧告、命令等 【石綿粉じん排出等作業等の規制】 ・届出の受理、指導監督(改善命令等)	水・大気 環境課	
10の3	鳥取県使用済物品等の放置防止に関する条例	使用済物品回収業の事前の届出、保管に際しての基準遵守等を義務付けることにより、使用済物品の放置を未然に防止し、良好な生活環境の保全を図ることを目的とする。	—		新規項目 ・使用済物品回収業の届出の受理 等	循環型社 会推進課	
19 19の2	化製場等に関する法律	化製場(獣畜の肉、皮、骨、臓器等を原料として皮革、油脂、にかわ、肥料、飼料その他の物を製造するための施設)及び死亡獣畜取扱設備(死亡獣畜を解体し、処理又は焼却するために設けられた施設又は区域)に関する規制を目的とする。	・化製場の許可、指導 等 ・指定区域の指定 等	○	鳥取市を除く 【19.死亡獣畜の解体、埋却、焼却の許可】 ・移譲市町村を「各市町村(鳥取市を除く。)」とする。 【19の2 区域内の動物の飼養の許可】 ・移譲市町村を「倉吉市」とする。	くらしの安 心推進課	
19の3	クリーニング業法施行規則	クリーニング業に対して、公衆衛生等の見地から必要な指導及び公共の福祉に適合させるとともに、利用者の利益の保護を図ることを目的とする。	—		新規項目 ・免許証の訂正、再交付等申請の経由事務	くらしの安 心推進課	
19の4 19の5	調理師法 同法施行令	調理師の資格等を定めて調理の業務に従事する者の資質を向上させることにより調理技術の合理的な発展を図り、もって国民の食生活の向上に資することを目的とする。	—		新規項目 ・調理師免許関係事務(免許の付与、調理師名簿の登録、免許証の交付、届出の受理等)	くらしの安 心推進課	
19の6 19の7	不当景品類及び不当表示 防止法 同法施行令	商品及び役務の取引に関連する不要な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止について定めることにより、一般消費者の利益を保護することを目的とする。	—		新規項目 ・違反行為等があった場合の措置命令 ・合理的な根拠資料の提出要求 ・報告徴収、立入検査 ・消費者庁への報告	くらしの安 心推進課	
19の8 19の9	製菓衛生師法 同法施行令	製菓衛生師の資格を定めることにより菓子製造業に従事する者の資質を向上させ、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。	—		新規項目 ・従来保健所が行っていた免許の交付等事務を鳥取市に移譲する。	くらしの安 心推進課	
19の10 19の11	建築物における衛生的環境の確保に関する法律 同法施行規則	多数の者が使用等する建築物の維持管理に関し環境衛生上必要な事項を定めることにより、その建築物における衛生的な環境の確保を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に資することを目的とする。	・特定建築物の届出の受理 等	○	新規項目 ・従来保健所が行っていた登録事務を鳥取市に移譲する。	くらしの安 心推進課	

別表 項番	根拠法令等	法・条例の目的	法定移譲		条例移譲(権限条例改正)		所管課
			内容	保健所 設置市	中核 市	改正理由	
19の12 19の13	動物の愛護及び管理に関する法律 同法施行規則	動物の虐待及び遺棄の防止、動物の適正な取扱いその他動物の健康及び安全の保持等の動物の愛護に関する事項を定めて国民の間で動物を愛護する気風を招来し、生命尊重、友愛及び平和の情操の養に資するとともに、動物の管理に関する事項を定めて動物による人の生命、身体及び財産に対する被害並びに生活環境の保全上の支障を防止し、もって人と動物の共生する社会の実現を図ることを目的とする。	【犬、猫の引取り】 等			新規項目 【第一種動物取扱業者関係】 ・第一種動物取扱業者の登録、登録証の交付、指導監督等 【第二種動物取扱業者関係】 ・第二種動物取扱業者の届出、指導監督等 【周辺の生活環境の保全等】 ・必要な措置をとるべきことの勧告等 【特定動物】 ・特定動物の飼養又は保管の許可、許可証の交付、指導監督等	くらしの安心推進課
19の14	鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例	動物の愛護及び管理に関し必要な事項を定めることにより、県民の健康及びその安全の保持、動物による人の生命、身体及び財産に対する被害の防止並びに公衆衛生の向上を図り、もって人と動物が調和し、共生する社会づくりに寄与することを目的とする。	—			新規項目 ・特定動物の収容、殺処分 ・特定動物の事故発生時の措置の届出の受理 ・特定動物の飼い主に対する措置命令、報告徴収、立入検査	くらしの安心推進課
19の15	鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例の施行のための規則		—			新規項目 ・特定動物の許可等の警察本部長への通知	くらしの安心推進課
19の16 19の17	米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律 同法施行令	米穀事業者に対し、米穀等の譲受け、譲渡し等に係る情報の記録及び産地情報の伝達を義務付けることにより、米穀等に関し、食品としての安全性を欠くもの、流通を防止等することを目的とする。	—			新規項目 ・勧告、命令 ・報告徴収、立入検査 ・農林水産大臣等への報告	くらしの安心推進課
19の18 19の19	食品表示法 食品表示法第15条の規定による権限の委任等に関する政令	販売の用に供する食品に関する表示について、基準の策定その他の必要な事項を定めることにより、その適正を確保し、もって一般消費者の利益の増進を図ることを目的とする。	・食品表示に関する指示、措置命令、公表、立入検査等 (衛生・保健事項(食品衛生法関係)に関すること)	○		新規項目 ・食品表示に関する指示、措置命令、立入検査 ・農林水産大臣等への報告等 (品質事項(旧JAS法)に関すること)	くらしの安心推進課
19の20	鳥取県魚介類行商条例	魚介類の行商に起因する食品衛生上の危害の発生を防止し、公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。	—			新規項目 ・魚介類行商の許可、許可条件の付加、行商標札の交付 ・報告徴収、検査、措置命令 ・営業停止命令	くらしの安心推進課
19の21	鳥取県魚介類行商条例施行規則		—			新規項目 ・魚介類行商の許可に係る営業用の容器への標識のはりつけ ・許可申請書の記載事項の変更の届出の受理 ・廃業の届出の受理	くらしの安心推進課
19の22	鳥取県食品衛生条例	食品取扱施設において講ずべき措置の基準その他食品衛生法及び食品衛生法施行令の施行に関し必要な事項を定めるとともに、食品等の衛生管理の高度化を促進することにより、飲食に起因する危害の発生を防止し、もって食の安全の確保を図ることを目的とする。	—			新規項目 ・鳥取県HACCP適合施設の認定の申請の経由事務 ・施設基準の一部を適用しないこととする事務	くらしの安心推進課
19の23	鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例	ふぐの取扱い及び営業について必要な規制をすることにより、ふぐ毒による食中毒の発生を防止を図り、県民の健康の保護を図ることを目的とする。	—			新規項目 ・ふぐ処理師免許の付与、名簿登録、免許の取消 ・ふぐ取扱い営業の認証	くらしの安心推進課
19の24	鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例施行規則		—			新規項目 ・死亡等の届出及び返納された免許証の受理 ・ふぐ処理師名簿の登録の抹消 ・ふぐ処理師試験の受験願書の受理 ・認証営業台帳の登録事項の訂正 ・返納された認定証の受理等	くらしの安心推進課
32	屋外広告物法	良好な景観及び風致を保全し、公衆に対する危害を防止するため、屋外広告物の表示等について規制を行うことを目的とする。	・違反に対する措置命令 ・違反広告物の除却及び保管等	○		鳥取市を除く ・移譲市町村を「各市町村(鳥取市を除く。)」とする。	住まいまちづくり課